

奈良県児童虐待防止アクションプラン

～ 児童虐待の防止に向けた具体的行動 ～

I アクションプラン策定の背景

平成 22 年 3 月、桜井市において 5 歳の男児が親からの虐待により死亡する事件が発生しました。この事件を機に設置された「奈良県児童虐待対策検討会」（以下「検討会」という。）では、事例検証等から県内における児童虐待防止対策についての問題点と課題を抽出し、その解決に向けた提言を行いました。（平成 23 年 6 月）

本県では、この提言を踏まえ、児童虐待の防止に向け、母子保健や子育て支援分野等を含む総合的な取組を実施し、提言を受けた平成 23 年度から、各種取組について一定の成果が発現すると見込まれる平成 25 年度までを期間とした「奈良県児童虐待防止アクションプラン」を策定しました。

H22.3 桜井市 虐待死亡事件
H22.3～H23.6 県児童虐待対策検討会による検証



提言

児童虐待防止アクションプラン
《平成 23～25 年度》

+

既実施の取組（児童虐待対応 24 時間体制整備など）

II アクションプランの構成

検討会の提言に関連して、児童虐待対応の 4 つのポイント（「未然防止」、「早期対応」、「発生後の対応」、「体制整備」）における課題と具体的行動を設定しました。

行動主体は「市町村」と「県（県の市町村支援及び県による取組）」とし、県としてこれらの具体的行動を実施していく一方で、市町村と県が一体となって取り組むため、市町村に対しては、実施を要請していくものです。

4 つのポイントごとに評価指標を設定するとともに、報告書提言に対する実行指標を年度毎に公表します。

